

三次市産前・産後ヘルパー派遣事業

R7年4月改定

1 援助内容

利用者の自宅にヘルパーが伺い、日常的に行う必要がある家事と育児援助を行います。詳しくは、裏面の「援助内容の例」を参照ください。

妊婦及び産後1年未満までの間で、1日1回1時間程度、合計40回以内の援助が利用できます。

2 利用方法

健康推進課にご相談ください。申請書を提出いただき、審査後に利用決定通知書を送付します。

市が委託した訪問介護事業所と利用者、健康推進課で面談を実施します。利用の説明や、注意事項等の確認を行い、利用を開始します。

※事業所の空き状況により、調整に時間がかかる場合があります。お早めにご相談ください。

3 費用

(1) 利用料金

委託料	利用者負担額		
	世帯種別	利用料	キャンセル料
1回 3,770円	市民税課税世帯	1回 500円	各事業所が定める料金 (事業所にご確認ください)
	市民税非課税世帯 生活保護世帯	1回 0円	

※令和7年度(令和7年4月1日～令和8年3月31日)の利用料は、広島県と三次市が補助し無料となります。

※キャンセル料は、利用者負担となります。詳しくは、事業所にご確認ください。

(2) その他費用

ヘルパー派遣中に別途発生した費用は、利用者負担です。詳しくは事業所へご確認ください。

(例：買い物にかかる商品代や派遣に伴い交通費を必要とした場合等)

4 利用の変更

(1) 利用期間、サービス内容等の変更は、事業所へご相談ください。

(2) 委託事業所の変更を希望する場合は、三次市健康推進課へご連絡ください。

5 その他

(1) 委託事業所の都合により、日程等ご希望に添えない場合があります。

(2) 天災・交通事情などのやむを得ない事情により、派遣できない場合があります。

(3) 居家で動物を飼育している場合は、事前に委託事業所にお知らせください。

(4) ご家庭でインフルエンザ、ノロウイルス等感染症にかかっている場合は事業所へご連絡ください。

(5) 利用者と委託事業所がお互いに利用状況を確認するため、ヘルパーが持参する「三次市産前・産後ヘルパー派遣事業確認書(様式第3号)」に署名又は捺印してください。

お申込み・相談は

三次市 健康推進課 ☎：0824-62-6257 FAX：0824-62-6382

メールアドレス：kenko@city.miyoshi.hiroshima.jp

月～金曜日 8時30分～17時15分(祝祭日 12/29～1/3を除く)

【 援助内容の例 】

次の項目を参考に、1時間程度で行える内容を検討します。

	できることの例	留意事項
家事援助に関すること	家事援助に必要な備品等（器械・洗剤等）は、利用者側でご用意いただき、無償で使用させていただきます。 <u>(1) 食事の準備及び後片付けの例</u> ア 調理（一般家庭で日常的に調理可能なもの。例：炊飯、みそ汁、カレー、煮物、野菜炒め、焼き魚等） イ 配膳・後片付け（食器洗い等） <u>(2) 衣類の洗濯の例</u> ア 洗濯機を回す、洗濯物を干す、干した洗濯物を取り込みたたむ、タンス等へしまう イ アイロンをかける、ボタンを付ける <u>(3) 居室等の掃除、整理整頓の例</u> ア 掃除機、フロア用掃除用具、粘着カーペットクリーナーによる掃除 イ 台所・トイレ・風呂・洗面所の日常的な掃除 ウ 玄関・ベランダ等の掃き掃除 <u>(4) 生活必需品の買い物の例</u> ア スーパーマーケット、コンビニエンスストア等での食材、日用品の買い物 <u>(5) 郵便物の郵送等の例</u> ア 郵便局・ポストへの郵便物の持込み、投函 <u>(6) その他必要な家事援助の例</u> ア ゴミステーションへのゴミ捨て	家事援助は、危険な作業や専門的な機材・知識を必要とする作業・調理等はできません。 (1) 食材等の買い出しを依頼することもできますが、利用時間に含まれます。商品代・交通費は利用者負担です。 (2) 日常的に着用する衣類の洗濯です。毛布やカーペット、カーテン等の洗濯はできません。 (3) 掃除等に必要な道具は、利用者側でご用意ください。掃除に関して家具等の移動はしません。日常的に使用する居室に限ります。いわゆる「大掃除」は含みません。日常的に行う必要がある掃除等に限ります。できないことの例は次のとおりです。 ア 排水口の掃除、浴室・トイレ等のカビ取り等 イ エアコン・ガスコンロ・冷蔵庫等の掃除 ウ 窓の掃除、庭の掃除、草むしり、水まき (4) 移動時間は利用時間に含まれます。商品代・交通費は利用者負担です。嗜好品、出産祝いのお返しの買い物等ではありません。 (5) できないことの例は次のとおりです。 ア 自動車の給油・洗車 イ 銀行での振込み、預金の預け入れ、引き出し等 ウ 市役所・税務署等への申告等 エ ペットの世話・散歩等
育児援助に関すること	育児援助に必要な備品等（哺乳瓶・おむつ・玩具等）は、利用者側でご用意いただき、無償で使用させていただきます。 <u>(1) 授乳介助の例</u> ア 湯沸かし、粉ミルクの調合 イ 哺乳瓶の洗浄、煮沸、片付け <u>(2) おむつ・衣類交換の例</u> ア おむつ交換、使用済みおむつをまとめて捨てる。 イ 赤ちゃんの着替え <u>(3) 沐浴介助の例</u> ア ベビーバスの用意・片付け イ 赤ちゃんを拭き、おむつをはかせ、服を着せる。 <u>(4) 兄弟姉妹の遊び相手等の世話（就学前に限る。）の例</u> ア 居宅内で上の子の遊び相手になる <u>(5) その他必要な育児援助の例</u> ア ベビー布団の用意・片付け	育児に関する援助は、利用者（保護者）とお子様と一緒にいる自宅で行います。外出（保育園等への送迎、病院等への付き添い、上の子の外遊び等）は、できません。ヘルパーとお子様だけの留守番等もできません。 (1) ヘルパーは、赤ちゃんへの「授乳」そのものをすることはできません。 (3) ヘルパーは、「沐浴」そのものをすることはできません。 (5) ベビーベッド、乳児用玩具等の組立て・取付け等はできません。
3	その他の援助できないことの例 (1) 利用者が内職や家業等に従事している間の家事・育児 (2) 医療行為 (3) 自家用車等への同乗・運転等 (4) 日常的に（ほぼ毎日）行う必要がないこと	